

# 白鷹町新型インフルエンザ等対策行動計画 (案)

令和8年 月

白 鷹 町

## 目 次

	頁
I 背景	2
II 目的	3
III 新型インフルエンザ等対策の基本方針	3
IV 新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項	3
1 本計画が対象とする感染症	3
2 対策実施上の留意点	3
V 町における発生段階とその状態	5
VI 町行動計画の対策項目	5
1 実施体制	5
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	6
3 まん延防止	6
4 ワクチン	6
5 保健	7
6 物資	7
7 町民の生活及び地域経済の安定の確保	7
VII 発生段階別における対策	8
1 実施体制	9
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	10
3 まん延防止	12
4 ワクチン	14
5 保健	16
6 物資	17
7 町民の生活及び地域経済の安定の確保	17

## I 背景

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和元年以降、新型コロナウイルス感染症が数年間にわたり世界的な大流行(パンデミック)を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となってきた。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、令和元年12月、中国湖北省武漢市での発生を端緒として全世界に拡大した新型コロナウイルスは、短期間に変異と感染拡大を繰り返し、3年余りにわたりパンデミックが発生した。町内でも、小中学校の学級閉鎖や日常生活における活動自粛など町民の生活に多大な影響を及ぼした他、検査、医療およびワクチン接種体制の構築等、町の業務も膨大となった。

世界がこうした感染症等の発生のおそれ引き続き直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要があるが、新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症や、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症等が発生した場合に、町は、町民の健康と生活を守るため感染予防対策やワクチン接種、町民の生活及び要配慮者への支援に関して的確に対策を実施し、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時から感染症危機に備え、有事における関係機関の役割を明確化しながら連携を密にし、万全な体制を整えることが重要である。

## II 目的

本計画は、関係機関が共通の認識に立ち、町民の不安解消、流行の拡大による町民の健康福祉並びに社会的被害を最小限に抑えるために、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第8条に基づき、政府行動計画及び県行動計画との整合性を図りながら、事前の対策からパンデミックが発生した場合にとるべき対応策を定めるものである。

### 【目的】

新型インフルエンザをはじめ、町民の生活や健康に大きな影響を及ぼす感染症について、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害及び社会・経済機能への影響を最小限にとどめ、町民の生活安定と健康を確保する。

## III 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### 【基本方針】

- 1 的確な情報収集及び町民に対する迅速で正確な情報提供
- 2 まん延の防止に関する対策及び町民に対するワクチン接種の実施
- 3 町民の生活及び地域経済の安定に関する対策の実施

## IV 新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項

### 1. 本計画が対象とする感染症

本計画の対象とする感染症は、以下に掲げるとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）
- ・ 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症等で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

### 2. 対策実施上の留意点

町は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、本計画等に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に実施する。

## (1) 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療提供の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売り渡しの要請等の実施に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーション※の観点からも、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

※リスクコミュニケーション：個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼関係構築等）のため、多様な関係者の相互作用を重視した概念。

## (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

## (3) 関係機関相互の連携協力の確保

白鷹町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、政府対策本部、県対策本部、医療機関や事業所等、関係機関と相互に緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

## (4) 記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

## V 町における発生段階とその状態

新型インフルエンザ等への対策は、発生状態によって対応が異なることから、発生の状態について、政府行動計画で定める発生段階に準じて、「準備期」、「初動期」及び「対応期」の3段階に分け、状態に応じた対策を実施する。

### ① 準備期

まだ新型インフルエンザ等が発生していない段階

### ② 初動期

国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階

### ③ 対応期

対応期については、以下の(ア)から(エ)までの時期に区分する。

- ・封じ込めを念頭に対応する時期(ア)
- ・病原体の性状等に応じて対応する時期(イ)
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(ウ)
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(エ)

## VI 町行動計画における対策項目

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策の目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めており、本町の行動計画においても、以下の対策項目による柱建てを基本に、「VII 発生段階別における対策」として、各項目の具体的な対応策を示す。

### 1. 実施体制

感染症危機は、町民の生命及び健康や町民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、県、町、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めしておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、危機管理部門(総務課防災管財係)と健康に関わる部門(健康福祉課健康推進係)が中心となり、全庁を横断した体制を構築し、総合的かつ効果的な対策を推進する。

## 2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で政府等が示す科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民、医療機関、事業者等との間で、リスクに関する情報やその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、町は、平時から町民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、各種相談窓口をはじめとした体制整備や取組みを進める。

## 3. まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じ、まん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつながることを重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、政府が示す病原体の性状等(病原性、感染性、薬剤感受性等)を踏まえたリスク評価をもとに、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、政府に対し、迅速にまん延防止等重点措置の要請を行う。一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行う。

## 4. ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、町は、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておくとともに、有事における接種に当たっても、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

## 5. 保健

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、町民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、平時から有事に備え、関係機関と連携して感染症医療を提供できる体制を整備するよう努める。

感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、県と連携して感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、町民の生命及び健康を守る。平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行いながら、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

## 6. 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、町民生活への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。さらに、町においても一定の備蓄の確保を図る。

## 7. 町民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、県民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、平時から、事業者や町民等に対し、必要な準備を行うことについての呼びかけを行う。新型インフルエンザ等の発生時には、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

## Ⅶ 発生段階別における対策

本項では、発生段階に基づき、以下の項目について対応を示す。ただし、新型インフルエンザ等発生時の対応は想定どおりに進まないことも考えられるため、新たに発生した内容については、その都度、検討調整を行うものとする。

### 発生段階別の対策の概要

	準備期 (未発生の段階)	初動期 (国内外で初発事例が 確認された段階)	対応期 (国内発生～拡大期)
1. 実施体制	○連携体制強化、訓練 ○計画等の見直し	○人員体制の整備 ○財源の確保	○町対策本部設置 ○庁内応援体制対応
2. 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	○情報提供方法の整理	○情報収集・提供 ○相談窓口の設置	→
3. まん延防止	○感染対策の普及	○まん延防止対策準備	○まん延防止対策実施
4. ワクチン	○接種体制整備 ○必要な資材の確保	○接種体制の準備 → ○予防接種の実施	○相談窓口の設置
5. 保健	○人材育成	○相談窓口の設置	○相談体制の強化 ○保健所体制への応援
6. 物資	○物資及び資材の備蓄	○備蓄状況等の確認	○配布・活用
7. 町民の生活及び 地域経済の安定の確保	○要配慮者の把握	○支援体制の確認 ○円滑な火葬の準備	○要配慮者への支援

## 1. 実施体制

### (1) 準備期

#### ア 町行動計画の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を策定し、必要に応じて見直す。作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる保健師等の専門人材等の養成等を行う。

#### イ 国、県及び他市町村等との連携の強化

国、県及び他市町村、指定(地方)公共機関、国内の業界団体や関係する学会等の関係機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連絡体制の確認、実践的な訓練を実施する。

### (2) 初動期

#### ア 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 海外で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合は、速やかに事務局を設置し、情報の収集及び提供、初動体制の確認等を行う。
- ② 国内で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合は、関係課長等で組織する白鷹町新型インフルエンザ等対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置し、情報の共有、初動体制の確認等を行う。なお、県内または近隣市町で発生が確認された場合は、速やかに対策本部に移行する。
- ③ 町は、必要に応じて、(1)アを踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

#### イ 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援の活用や地方債を発行することも検討し、所要の準備を行う。

### (3) 対応期

#### ア 対策の実施体制

- ① 県内での発生又は国内において感染拡大の兆候が認められた場合等、必要に応じて、本部長(町長)の判断により対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、町民の健康被害を防止し、社会機能維持を図る。
- ② 緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。緊急事態措置を的

確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

- ③ 医学的に専門的な指導等が必要な場合は、あらかじめ連携体制を構築した上で、必要に応じて町立病院医師に本部会議への参画を求める。

#### <町対策本部の組織>

職	構成員
本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長、消防分署長、関係する課長及び職員
事務局	総務課防災管財係、健康福祉課健康推進係

#### イ 職員の派遣・応援への対応

- ① 新型インフルエンザ等のまん延により全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ② 町は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

#### ウ 必要な財源の措置

国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

#### エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が発出された時は、速やかに町対策本部を廃止する。

## 2.情報収集・情報提供、リスクコミュニケーション

### (1) 準備期

#### ア 町における情報提供・共有

- ① 平時から感染症に関する基本的な情報や感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、複数の媒体を活用し、継続的にわかりやすい情報提供・共有を行う。
- ② 広報、チラシの全戸配布、町ホームページ、SNS等を活用し、迅速かつ正確な情報発信を行うとともに、誤情報の拡散防止のため、適宜注意喚起を行い、あわせて、個人レ

ベルでの感染対策が社会全体の感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

#### イ 保育施設、学校との感染状況等の情報提供・共有

保育施設や学校、職場等は地域における感染拡大の起点となりやすいことから、平時から関係機関等と連携して、児童生徒、利用者、職員等に対し感染症や公衆衛生に関する情報提供・共有を行う。また、高齢者施設・障がい者施設等、重症化リスクが高い者が利用する施設については、特に重点的に情報共有を行う。

#### ウ 情報提供・共有の方法の整理

町民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等に障がいがある方等に配慮し、わかりやすい表現や多様な媒体を活用した情報提供・共有の方法をあらかじめ整理する。

### (2) 初動期

#### ア 町における情報提供・共有

国や県から発信された情報を速やかに収集し、準備期に定めた方法等を踏まえ、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。ホームページ及びSNSによる即時発信を基本とし、必要に応じてチラシ配布や広報車による周知を行い、町民に対して正確な情報を提供する。また、不確かな情報や誤情報の拡散防止のため注意喚起を行う。さらに、手洗い、手指消毒、換気、マスク着用等の基本的な感染対策の徹底や、外出自粛の要請、ワクチン接種に関する情報提供、将来的な感染症の拡大・まん延を見据え、慢性疾患患者の定期薬の長期処方やオンラインやFAX処方等の受診方法等、町民の行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出する。

ホームページ及びSNSによる即時発信を基本とし、必要に応じてチラシ配布や広報車による周知を行う。

#### イ 双方向のコミュニケーションの実施

町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを行うとともに、相談窓口の設置等により、町民からの相談や問い合わせに対応する。また、発熱等の症状に関する相談については、県が設置する相談窓口等と連携し、適切な受診行動につなげる。

### (3) 対応期

#### ア 町における情報提供・共有

国や県が発信する情報を入手し、新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防策、相談窓口や地域の公共交通機関の運行状況、帰国者・接触者外来、医療体制や今後実施される対策に係る情報等を提供・共有するとともに、混乱防止、注意喚起を行う。また、準備期にあ

らかじめ定めた方法等に基づき、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言を踏まえながら、利用可能なあらゆる情報媒体を活用する。

#### イ 県や関係機関と町の間における感染状況等の情報提供・共有

新型インフルエンザ等の発生状況等、県や関係機関からの情報については、必要に応じて町民及び町内事業者に対し迅速に提供する。

#### ウ 双方向のコミュニケーションの実施

国、県からの要請に基づき、相談窓口での対応を継続する。また、相談窓口等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を通じて、町民の反応や関心を把握し、双方向のコミュニケーションを行うことを基本とする。

#### エ 学校、関係機関への対応

県内及び町内の発生状況について周知するとともに家庭における感染予防策及び感染拡大防止対策の徹底を要請する。また、学校等における臨時休業等の対応について周知するとともに、感染状況に応じて学級閉鎖、休校等の措置について関係機関と連携し、保護者等への迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

### 3. まん延防止

#### (1) 準備期

##### ア 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 町民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、新型インフルエンザ等と通常のインフルエンザ等の発熱疾患とは区別が付きにくいことから、自らの発症が疑わしい場合は、相談窓口へ連絡し、指示を仰ぎ、感染を拡げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について、平時から理解の促進を図る。基礎疾患により重症化のリスクが高い場合には、平時から、通常の予防接種が重要である旨周知する。
- ② 国や県からの要請を受けて、自治会等と連携して、独居又は夫婦のみで生活する高齢者の世帯、障がい者の世帯など新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれのある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な生活支援（見回り、食料提供等）ができるよう検討する。
- ③ 国や県と連携し、まん延防止等重点措置に基づく休業要請や、新型インフルエンザ等緊急事態における、不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限の要請等の感染拡大防止対策について業種別ガイドライン等の活用を促し、迅速な対応ができるよう町民や事業所の理解促進を図る。

## (2) 初動期

### ア 町内でのまん延防止対策の準備

- ① 国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。
- ② 県と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。また、まん延時の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料や生活必需品を準備するよう要請する。
- ③ 保育施設、学校、事業所、福祉施設等に対し児童・生徒、施設利用者、職員等の健康状態の把握や、発熱、咳等症状のある者の早期発見に努めるよう理解促進を図る。

### イ 高齢者・障がい者世帯等に係る対応

県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底と生活必需品を準備するよう要請する。

## (3) 対応期

### ア 基本的な感染予防対策に係る要請等

- ① 町は県と連携し、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。
- ② 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。
- ③ 集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画等の策定を要請する。
- ④ 感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく学級閉鎖、学年閉鎖、休校といった臨時休業の要請があった際は、地域の感染状況等を踏まえて、適切に対応する。

### イ 高齢者・障がい者世帯等に係る対応

- ① 町は、国や県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を図り周知する。

- ② 町は、国や県からの要請を受けて、医療に関する相談及び生活支援の準備を行う。
- ③ 町は、国や県からの要請を受け、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるよう、介護の際に新型インフルエンザ等を感染させることのないよう、介護サービス事業者等との間で指導連携の徹底を図る。
- ④ 町は、国や県からの要請を受け、感染拡大状況に応じ、速やかに必要な生活支援（見回り、食料提供等）を行う。

## 4. ワクチン

### (1) 準備期

#### ア 接種体制の整備

国及び県、町内医療関係者、長井市西置賜郡医師会等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、迅速に予防接種を実施できる体制の整備を行う。その際、接種に必要な人員（医師、看護師、事務職員等）の確保、接種会場の選定、必要な器具等の確保、運営体制の構築等について必要な調整を平時から行い、必要な訓練を行う。

#### イ 特定接種の準備

- ① 国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。
- ② 国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。

#### ウ 住民接種の準備

- ① 国及び県の協力を得ながら、速やかに接種する体制を構築する。
- ② 円滑な接種の実施のために、国及び県の支援を受けて、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、町外における接種を可能にするよう取組を進める。あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本町以外での接種も可能にすることとする。
- ③ 速やかな接種ができるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

### (2) 初動期

#### ア 接種体制の構築

接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保について、関係機関の協力を得て接種体制の構築を行う。接種の準備に当たっては、平時の体制で想定している業務量を大幅に上回るため、全庁的な実施体制の確保を行う。

## イ ワクチンの供給・管理

国及び県と連携し、ワクチンの供給状況を踏まえた適切な配分及び在庫管理を行う。

## ウ 町民への周知

接種開始時期、接種方法、接種会場、予約方法等について、町民に対し迅速かつ分かりやすい周知を行う。

## (3) 対応期

### ア 接種の実施

国が示す優先接種対象者及び接種順位、初動期に構築した接種体制に基づき、順次、町民への接種を実施する。

### イ 接種の運営

接種の進捗状況を把握し、必要に応じて接種体制の見直しを行う。

### ウ 特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国・県と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本町職員に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

### エ 住民接種の実施

- ① 国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 予約受付体制等を構築し、接種を開始するとともに、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ③ 感染状況を踏まえ、必要に応じて接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係機関と連携し、接種体制を確保する。
- ④ 国、県及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

### オ 町民への情報提供

町が実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国や県が情報提供・共有する接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。

## 5.保健

### (1) 準備期

#### ア 医療体制の整理

平時から医療機関関係者と、医療提供体制等について情報共有を行う。

#### イ 研修等を通じた人材育成及び連携体制の構築

① 町は、感染症有事体制を構成する人員の人材育成を実施する。

② 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の研修等を積極的に活用しつつ、人材育成を行う。

#### ウ 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

県や関係機関等と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

### (2) 初動期

#### ア 医療提供体制の確保

町は県と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について町民に周知する。

#### イ 住民への情報提供・相談体制の開始

町は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の町民への周知、Q&Aの公表、町民向けの相談窓口の設置等を通じて、速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、相談窓口や問い合わせ対応を通じて町民の意見・不安を把握し、それを踏まえた情報発信を行う。

### (3) 対応期

#### ア 医療提供体制の確保

県が提供する地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等の情報について町民に周知する。

#### イ 健康観察及び生活支援

- ① 町は、地域の実情に応じた受診行動の周知及び、相談対応を実施する。
- ② 県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給、健康観察に協力する。

## 6. 物資

### (1) 準備期

#### ア 感染症対策物資等の備蓄等

町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、この備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

### (2) 初動期～対応期

#### ア 感染症対策物資等の備蓄状況の確認

新型インフルエンザ等の特徴を踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

#### イ 備蓄物資等の供給に関する相互協力

新型インフルエンザ等緊急事態において、特に医療機関や高齢者施設において、必要な物資及び資材が不足するときは、関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力する。

## 7. 町民の生活及び地域経済の安定の確保

### (1) 準備期

#### ア 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### イ 支援の実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援等について、DXも推進し、支援対象者に迅速に網羅的に情報が届くよう適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

## ウ 物資及び資材の備蓄

- ① 町行動計画に基づき、「物資」における準備期)で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 町民や事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

## エ 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、関係機関と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を協議する。

## オ 火葬体制の構築

町は、県と連携し、個人防護具や火葬場での納体袋等の消耗品を確保できるよう準備する。

## (2) 初動期

### ア 事業者の対応

県からの要請に応じ、新型インフルエンザ等の感染拡大に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、次の感染対策の実施について要請する。

- ・従業員の健康管理を徹底
- ・感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の推奨
- ・オンライン会議等の活用
- ・テレワークや時差出勤の推進等

### イ 町民・事業者への呼びかけ

町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

## ウ 遺体の火葬・安置

県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

### (3) 対応期

#### ア 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

- ① 新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。
- ② 町は、国からの要請を受けて、関係機関と連携し、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ、生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。
- ③ 新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。
- ④ 住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ⑤ 生活関連物資等の需給や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有を行うとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ⑥ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。
- ⑧ 県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の指定管理者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ⑨ 町は、県を通じた国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑩ 町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。
- ⑪ 水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

白鷹町新型インフルエンザ等対策行動計画  
発行日 令和8年〇月  
発行 山形県白鷹町